

処分業者一覧（物品・役務）

令和8年4月16日 更新

商号又は名称	所在地	処分事由	停止期間	理由
株式会社トーニチコンサルタント 北関東事務所	埼玉県さいたま市見沼区大和田町2-238-2	独占禁止法違反行為	令和8年2月2日 ～ 令和8年6月1日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
AGS株式会社	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目3番 25号	不正又は不誠実な行為	令和8年4月6日 ～ 令和8年5月5日	羽生市と契約締結した業務が履行できず契約解除したため。